

1 議事日程(第1号)

(令和8年第1回久山町議会1月臨時会)

令和8年1月9日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第1号) (町長提出)
- 日程第4 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第2号) (町長提出)
- 日程第5 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第3号) (町長提出)
- 日程第6 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第4号) (町長提出)
- 日程第7 議案第5号 令和7年度久山町一般会計補正予算(第5号) (町長提出)
- 日程第8 議案第6号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (町長提出)
- 日程第9 議案第7号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) (町長提出)
- 日程第10 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第1号)
- 日程第11 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第2号)
- 日程第12 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第3号)
- 日程第13 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (8久山町条例第4号)
- 日程第14 議案第5号 令和7年度久山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第6号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第7号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	清永義弘	2番	城戸利廣
3番	永松節子	4番	佐伯勝宣
5番	只松秀喜	6番	荒巻時雄
7番	阿部恒久	8番	津原健太郎
9番	阿部昭徳	10番	山野久生

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番	津原健太郎	9番	阿部昭徳
----	-------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	西村勝	副町長	中原三千代
教育長	重松宏明	総務課長兼経営デザイン課長	久芳浩二
税務課長	阿部哲也	町民生活課長	井上英貴
健康課長	持松可奈子	福祉課長	今村春美
都市整備課長	亀井玲子	産業振興課長	阿部桂介
会計管理者	横山正利	教育課長	江上智恵
上下水道課長	平尾勇		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	篠原正継	議会事務局書記	淀川裕和
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（山野久生君） おはようございます。また、明けましておめでとうございます。よろしく申し上げます。

ただ今から、令和8年第1回久山町議会1月臨時会を開会いたします。

本日全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、1月臨時会開会にあたり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さまおはようございます。

本日ここに久山町議会1月臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り誠にありがとうございます。

新年早々の臨時会となりましたが、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本来ですと、ここで、今年の抱負等を最初にお話をさせていただくところですが、今年は皆さまに訃報をお伝えしなければなりません。

昨年の12月30日に町の自治功労者でもあり、第4代久山町長であられた鮎川正義さんがお亡くなりになりました。鮎川正義さんは、平成元年に久山町議会議員に初当選されて以来、4期15年の長きにわたり議会に籍を置かれ、その間、議長も歴任されました。また、平成16年には、久山町長選挙に立候補し、見事当選を果たされました。町長に就任された期間は4年でしたが、平成の大合併、行政改革という地方自治体にとって難しいかじ取りが要求された時代でした。そのような状況下の中、鮎川正義さんは持ち前のリーダーシップを発揮し、役場組織をまとめ上げ、未来につながる町政運営を成し遂げられ、現在の久山町の発展に大きく寄与されました。改めて、私たちの久山町は、先人たちの努力の積み重ねによって生まれた町であり、時代が変わろうとも、それを忘れずに、次世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの使命であると再認識した機会となりました。鮎川正義さんの志と功績を汚すことなく、地域の発展のため精進してまいることをお誓いし、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、ここからは、2026年の抱負を簡単にお話をさせていただきます。

今年の干支は十二支の午年と、古代中国で生まれた数字<sup>じっかん</sup>十<sup>ひのえ</sup>千の<sup>ひのえ</sup>丙が組み合わせさせた60年に一度の<sup>ひのえ</sup>丙<sup>ひのえ</sup>午の年です。丙の年は、太陽のような明るさ、情熱、決断力を象徴し、物事を大きく広げる性質があり、午年はスピード感や行動力を意味し、躍動的なエネルギーを表すと言われ、これらが合わさることで、情熱や勢いが非常に高まる年と言われています。まさに現在の久山町の勢いを加速する1年であり、また、今年が町制70周年という

大きな節目を迎える年でもあります。70周年という節目が町民の皆さまにとって心に残る年となるよう、さまざまな取り組みを展開していき、町民の皆さまの笑顔あふれる1年となるよう、役場組織一丸となって邁進<sup>まいしん</sup>してまいる所存です。引き続き、議会の皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会に提案します案件は、条例改正4議案、補正予算3議案の計7議案でございます。

詳細につきましては、議案説明会にて担当課長がご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山野久生君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山野久生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、8番津原健太郎議員および9番阿部昭徳議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（山野久生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第3、議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和7年8月7日付の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第90号）が施行されたことに伴い、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年久山町条例第7号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

条例の主な改正点ですが、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当について支給率を年間0.05月分引き上げるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第4、議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和7年8月7日付の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第90号）が施行されたことに伴い、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和44年久山町条例第24号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

条例の主な改正点ですが、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当について支給率を年間0.05月分引き上げるものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますよう、お願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第5、議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

- 総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和7年8月7日付の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が施行されたことに伴い、久山町職員の給与に関する条例（昭和48年久山町条例第16号）の一部を改正する必要があるため、提案するものとなっております。

条例の主な改正点ですが、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、また民間給与との較差を埋めるため、初任給および若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても、俸給月額を引き上げるとともに、賞与の民間支給状況を踏まえ、期末勤勉手当について0.05月分引き上げるものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（山野久生君） 日程第6、議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

- 総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和7年8月7日付の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が施行されたことに伴い、久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年久山町条例第2号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

条例の主な改正点ですが、本町で雇用する会計年度任用職員について、賞与の民間支給状況を踏まえ、勤勉手当について0.025月分引き上げるとともに、本町で雇用する会計年度任用職員の雇用形態の多様化に合わせ、それぞれの報酬の支給方法並びに給与改定の実

施時期等の取り扱いを規定するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山野久生君） 日程第7、議案第5号令和7年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第5号令和7年度久山町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額73億3,217万9,000円に、歳入歳出それぞれ3,344万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,561万9,000円とするものとなっております。

歳出の増額した要因は、令和7年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）および特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第90号）が施行されたことに伴い、久山町議会議員および常勤の特別職に対する期末勤勉手当の改定と一般職の給料表改定およびそれに伴う手当等の改定による人件費の補正などとなっております。

財源となる歳入につきましては、繰越金となっております。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第6号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山野久生君） 日程第8、議案第6号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第6号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億8,284万6,000円に、歳入歳出それぞれ56万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,341万2,000円とするものでございます。

本補正は、人事院勧告に伴います人件費の増額補正で、歳出は総務費の人件費が56万6,000円の増額、財源となります歳入は、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を56万6,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（山野久生君） 日程第9、議案第7号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第7号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）をご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額2億1,205万3,000円に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,227万8,000円とするものでございます。

本補正は、人事院勧告に伴います人件費の増額補正で、歳出は、総務費の人件費が22万5,000円の増額、財源となります歳入は、一般会計繰入金の事務費繰入金を22万5,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山野久生君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。再開時間は改めてお知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時45分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第11、議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第12、議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第13、議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第5号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山野久生君） 日程第14、議案第5号令和7年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今回の人事院勧告によります給与の引き上げについて、そして首羅山遺跡の関係についてお伺いしますが、まず町長の方からいたしますが、今回私は臨時議会唐突な招集かなと思いましたが、先ほど担当課の方に話を聞きましたら12月議会ですでに糟屋周辺では、この引き上げの議案を可決してる自治体もあるということを知りまして、決して久山町が先駆けじゃないんだなということでもひとつそれは理解したところでございますが。町長会、こちらの方では8月7日の人事院勧告以来、どういった議論が行われていたのかということを知りたいというのが1点と、それと関連して今回は、繰入金から拠出するというので、財政は大丈夫だということなんだろうけども、ちょっと思いますのはこの中、将来的に町民負担、要は税金を上げるとかそういった形で補うようなことがないんじゃないかなということ、この開会前に私思ったんですよ。そういった不安が生じ、将来的ないかというその2点をお答えいただきたい。

そしてもう1点、首羅山ですが、これは何か、予算の組み替えということで、大規模な遺跡が何か発掘されたということで、これまた将来楽しみな要素ではあるんですが、この一帯、町長はどういうふうな形で将来的な構想を考えておられるか、その3点お伺いしたいと思います。

○議長（山野久生君） ちょっと待ってください。

佐伯議員、全然議案に関係ないことですので。

（4番佐伯勝宣君「関係ないことないです」と呼ぶ）

いや、もう議案に関係ありません。

ほかに質疑がなかったら。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） どう私が言ったらいいんでしょうかね。関係ないというのは、どういふふうに思われますか。

関係ないというのは、どう関係ないんでしょうか。

○議長（山野久生君） これは、国からの法律で決まったことです。まず、町長会とは関係ありません。まず。

はい。

○4番（佐伯勝宣君） 自主財源でございます。国からおりる予算じゃございませんし、どちらにしてもこれは聞く義務があります。といいますのは、これは、町民の税金使うわけですからね。どうでしょう。

○議長（山野久生君） 議案に対しての質疑です。

（4番佐伯勝宣君「質疑です、はい質疑です。」と呼ぶ）

議案に対してです。

（4番佐伯勝宣君「だから答えてもらいたいんです、以上です。」と呼ぶ）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） ほかにないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第5号令和7年度久山町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山野久生君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり、可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第6号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山野久生君） 日程第15、議案第6号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第6号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第7号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（山野久生君） 日程第16、議案第7号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第7号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和8年第1回久山町議会1月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時55分